

特集

秋田県における地域生活課題の解決と地域福祉の更なる推進を目指して

秋田県地域福祉推進委員会活動報告

本会では、市町村社会福祉協議会や社会福祉関係団体、各施設種別協議会の関係者、学識経験者、報道関係者等を委員とする「秋田県地域福祉推進委員会」（以下「推進委員会」）を設置しています。

本県における地域福祉の推進と社会福祉事業の健全な発達を図るため、県民が抱える地域生活課題や、地域福祉を推進する上での課題について調査研究、情報共有などを行いながら、その解決に向けて取り組んでいます。

推進委員会の令和4年度の活動から、県・市町村への政策要望と、県からの回答について紹介します。

※地域生活課題とは？

（社会福祉法第4条第3項より）

住民及び世帯が抱える、
①福祉・介護・就労・労働・健康・医療・住まい・就業・教育に関する課題、
②日常生活における参加機会（地域活動への参加など）を妨げる社会状況をいいます。

政策要望を行う意義と経過について

推進委員会では、民間の自助努力では解決が困難な制度上の課題や、行政の支援が不可欠な事項などについて、自治体に対する政策提言や要望を通じてその課題に関する認識を共有するとともに、官民一体となって解決を図り、住民にとって、より暮らしやすい地域の実現を目指します。

令和4年3月、県内の社会福祉関係団体等を対象に、それぞれが捉えている地域生活課題について調査を行い、そこで挙げられた課題をもとに、推進委員会で令和4年度の政策要望の内容について検討しました。

その結果、次の二つの項目について政策要望を行うこととしました。

要望項目①

重層的支援体制整備事業の推進について

（市町村社会福祉協議会連絡協議会から）

◆要望の背景

令和3年4月1日、改正社会福祉法が施行され、国及び地方公共団体の責務として、制度や分野などによって区切ることなく、地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供する体制の整備に努めなければならないとされました。

そして、そのために市町村が活用できる事業として「重層的支援体制整備事業」（以下「重層事業」）が創設され、「包括的な相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」の三つを一体的に進め、各支援機関が分野や世代、「支え手」「受け手」といった関係を越えた支援を円滑に実施することを可能としました。（詳細は社会福祉あきたNo.362を参照）

秋田県も、重層事業の創設に併せて後方支援を行っており、令和4年度は4自治体が事業を実施し、さらに4自治体が移行準備事業に取り組んでいます。

一方で、県が行った調査結果では、半数以上の市町村が重層事業の実施について「検討中」、「予定なし」と回答しています。

要望のポイント

◆市町村へのきめ細かな支援

市町村社会福祉協議会は、前述の重層事業における三つの支援に
従来から取り組んできた基盤があり、
県の後方支援事業とも連携しつつ、
地元自治体への働きかけや調整を行っています。

県内の各地域において包括的な支援体制を構築するためには、
取組の進んでいない自治体に対する
重層事業への理解促進や、
地元社協等との連携が必要です。

そのため、県として引き続き後方支援に注力いただくとともに、
先進事例の提供や活用可能な制度の周知など、
地域の実情に合わせたきめ細かな支援を行っていただくよう要望します。

◆事業を担う人材の確保

重層事業は、あらゆる分野の相談への包括的な対応など、ソーシャルワーク機能の充実が重要です。

しかし、行政・社協ともソーシャルワークを実践できる専門性の高い人材の確保が課題と捉えているところが多いことから、
そうした人材を安定的に確保・配置するための財政的支援の方策を講じるよう、
国に対する働きかけを要望します。

県からの回答要旨

◆市町村へのきめ細かな支援

市町村の規模や現状によって、支援の方法はそれぞれ異なるものと考えますので、市町村の実情を把握するとともに、それぞれの実情に応じた支援を検討していきます。

◆事業を担う人材の確保

県内の各地域における包括的な支援体制の構築に向けて、重層事業を進めるためには、ソーシャルワーク機能の充実が重要であると認識しています。行政・社協において、ソーシャルワークを実践できる専門職の配置について、他県等の事例を参考にしながら検討し、必要に応じて国等に要望していきます。

要項②

小地域ネットワーク活動の推進に向けた行政機関等との連携について

(秋田県社会福祉協議会から)

◆要望の背景

本県では、昭和55年から、各市町村社協が実施主体となり、関係機関・団体や地域住民の協力のもと、

日常生活に不安や心配ごとを抱える人を地域で見守り、必要に応じて支援に結びつける「小地域ネットワーク活動」(以下「小地域活動」)を展開しています。

その後、介護保険制度の施行などにより多様な福祉サービスが提供されるようになったほか、個人情報保護法の施行に伴い、支援を必要とする人の情報共有に本人同意が必要になるなど、小地域活動を取り巻く環境が大きく変わっています。

加えて、市町村合併により自治体の規模が大きくなった地域では、小地域活動自体に地域差が生じています。

小地域活動については、地域の情報や関係機関とのネットワークの基盤がある市町村社協が引き続き推進役として期待されますが、地域で支援を必要とする方の情報については、前述の状況から社協だけで把握することが難しい現状にあります。(詳細は社会福祉あきたNo.365を参照)

要望のポイント

◆要支援者把握における「避難行動要支援者名簿」の情報共有

小地域活動を円滑に推進するには、支援を必要とする方を把握することが第一歩となります。

そのため、災害対策基本法に基づき市町村が作成する「災害時要支援者名簿」を活用し、さらに社協や民生委員、町内会長等が把握している情報を併せて「支援を必要とする人の名簿」として共有することが有効と考えます。

また、名簿情報の円滑な共有のため、本人同意の例外的な取り扱いも含めた条例を制定するなどの環境を整備するよう、市町村に対して要望します。

◆既存の取組との連携

地域によっては、既存の取組として認知症高齢者徘徊発見システムや民間の見守り活動等がありますが、小地域活動の効果が一層高まるよう、こうした既存の取組との連携に向けて、関係機関で協議を行っていただくよう、市町村に対し要望します。

◆関係各所における課題の共有

県は、こうした課題についてご理解いただくとともに、支援を必要とする方が見逃されることなく支援に結びつくための在り方について、関係各所と様々な機会を捉

えた課題共有や協議を行っていただくよう要望します。

県からの回答要旨

◆関係各所における課題の共有

「避難行動要支援者名簿」については、平常時から本人同意にかかわらず名簿を提供できるようにすることが肝要であると考えています。引き続き、総合防災課と連携して、市町村に対して働きかけしていきます。

また、地域における様々な取組との連携方策についても、市町村訪問や関係会議の機会を捉え、課題の共有と必要に応じた協議を行っていきます。

この項目については、秋田市及び仙北市からも回答をいただいています。詳細はホームページをご覧ください。

推進委員会では、今後も国の動向や県内の状況に注視しながら、調査研究や行政とのパートナーシップの構築に向けた提言・政策要望を行っていきます。

要望・回答の全文はホームページでご覧いただけます。

